

設 計 図 書

(特記仕様書・納入場所位置図)

令和7年度施行

除雪トラック（ダンプ）購入事業

北海道沼田町

特 記 仕 様 書

除雪トラック

(10 t級／6×6／ダンプ型、ワンウェイプラウ、路面整正装置付)

特記仕様書

令和7年5月

沼田町

1. 適 用

本特記仕様書は、沼田町が発注する「除雪トラック（10 t級／6×6／ダンプ型、ワンウェイプラウ、路面整正装置付）購入」に適用するものであり、沼田町の仕様書とともに構成するものとする。

2. 購入概要

- 1) 購 入 名 除雪トラック（ダンプ）購入事業
- 2) 機 械 名 除雪トラック
- 3) 機器構成 除雪トラック（10 t級／6×6／ダンプ型、ワンウェイプラウ、路面整正装置付）

4) 購入事項

① 納入台数及び納入場所

納 入 場 所	台 数
北海道雨竜郡沼田町南1条3丁目6番53号	1台

② 納 期

契約締結日の翌日より令和 8年 3月31日とする。

3. 疑 義

本機械の製作にあたり、疑義が生じた事項及び仕様書・特記仕様書に記載されていない事項については、沼田町と協議のうえ決定するものとする。

除雪トラック

(10 t級/6×6/ダンプ型、ワンウェイプラウ、路面整正装置付)

仕 様 書

令和7年5月

沼 田 町

令和7年度

除雪トラック（10t級/6×6/ダンプ型、ワンウェイプラウ、路面整正装付）仕様書

沼田町

概要

この仕様書は、除雪トラック（10t級/6×6/ダンプ型、ワンウェイプラウ、路面整正装置付）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む。）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。なお、排出ガスの規制についても同保安基準によるものとする。

ここに明記されていない箇所については沼田町（以下「甲」という。）と物品供給人（以下「乙」という。）が協議のうえ決定するものとする。

1. 性能

(1) フロントプラウ

除雪幅	2.8m以上
除雪高	350mm以上
標準除雪作業速度	30km/h以上

(2) 路面整正装置

路面整正幅	2.8m以上
路面切削深	50mm以上
標準路面整正作業速度	10km/h以上

(3) 最高速度

75km/h以上

(4) 最小回転半径（最外輪中心）

12m以下

(5) 登坂能力（ $\tan\theta$ ）

0.47以上

(6) 騒音レベル（オペレータ耳もと、無負荷、車両停止、

機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて）

85dB(A)以下

2. 主要諸元

(1) 全長	12,000mm以下	(9,500mm以下)
(2) 全幅	3,200mm以下	(2,500mm以下)
(3) 全高	3,800mm以下	
(4) 最低地上高	240mm以下	(240mm以下)
(5) 車両総質量	20,000kg以下	(22,000kg以下)
(6) 最大積載量		(7,000kg以上)
(7) 乗車定員		2人以上

※（ ）は、ダンプ姿勢諸元

3. 車体

(1) 機関

形式 水冷、ディーゼル機関

最高出力		257kw 以上
最大トルク		1, 225Nm 以上
排気位置	床板より上部	
(2) 動力伝達装置		
クラッチ	乾燥単板 (倍力装置付)	
主変速機	前進 5 段以上、後退 1 段 (シンクロメッシュ機構付)	
車輪配列	前 2 駆動、後複 2 駆動ー複 2 駆動	
(3) タイヤ	スパイクタイヤ	
(4) かじ取り装置		
形 式	倍力装置付	
(5) 運転室		
構 造	全鋼製又は鋼板 F R P 併用密閉形	
窓	(前) 合わせガラス (側・後) 合わせガラス又は強化ガラス	
ワイパー	(前) 電動式、冬用ワイパーブレード付	
(6) 燃料タンク		200 L 以上

4. 除雪装置

(1) フロントプラウ		
形 式	油圧昇降式ワンウェイプラウ形	
構 造	ストレート形、鋼板特殊円すい曲面構造、平形刃先	
全 幅 (カッティングエッジ部長さ)		3, 240mm 以上
全 高	(前端) 550mm 以上、(後端) 1, 500mm 以上	
プラウ取付角度 (推進角)		50~60 度
プラウ切削角度		40~60 度
カッティングエッジ		鋼板 16~22mm
カッティングエッジ最大地上高さ		300mm 以上
カッティングエッジ最大地下深さ		30mm 以上
操作弁方式	ソレノイド操作、スプール式 (昇降用)	
そ り	除雪装置の接地状態を調整できるそりを有すること	
サイドシュー		左 1 個
(2) 路面整正装置		
形 式	油圧昇降式推進角固定形	
ブレード構造	鋼板製円筒曲面箱形断面	
カッティングエッジ	J I S D 6 1 0 1 に準じるエッジ	
カッティングエッジ最大地下深さ		100mm 以上
全 幅 (カッティングエッジ長)		3, 200mm 以上
全 高		500mm 以上
切削角度		65~90 度
取付角度 (推進角)		55~65 度
ブレード線圧		24. 5kN/m 以上

振止装置	ブレードチルトブラケット部に取り付けた鋼製軸によりブレードの左右の振れを防止する構造とする。
操作弁方式	ソレノイド操作、スプール式（昇降用、反転用）
安全装置（シャーピンレス安全装置）	作業時に進行方向から過負荷が掛かった場合、ブレード全体が後方に反転し、他の装置の破損を防ぐ構造とする。定位置への復元は運転室内のレバー操作によるものとする。
確認装置	運転室内でブレード状態を確認できる装置を付属するものとする。
エンドビット	左 1枚

5. 荷台装置

形 式	全鋼製油圧昇降式リアダンプ		
最大上昇角度			53度以上
上昇時間（全揚程）			20sec以内
下降時間（全揚程）			20sec以内
荷台の内側寸法	全 長		5,000mm以上
	全 幅		2,200mm以上
	全 高		400mm以上
後扉開閉装置	開閉制限装置付自動開閉式		
落石防止装置（電動式）			1式

6. カウンタウェイト 2,000 kg以上

7. 油圧装置

- 油圧ポンプ（主機関PTO駆動）装置の作動に必要な吐出量及び圧力を発生すること。
油圧シリンダ 装置の動作に必要な個数、作動能力を有すること。
操作弁 装置の動作制御に必要な個数を有すること。

8. 計器類

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 運行記録計（120km/h速度計、7日計） | 1式 |
| (2) 回転計、水温計、燃料計 | 1式 |
| (3) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 | 1式 |
| (4) 空気圧計又は空気圧警告灯 | 1式 |
| (5) 充電警告灯 | 1式 |

9. 照明装置類（保安基準により装備を義務付けられるものの外）

- | | |
|-----------------------------|------|
| (1) 前部霧灯 | 2灯 |
| (2) 黄色灯火（散光式）（前幅 1,100mm以上） | 1灯以上 |
| （うち1灯は保安基準による装備） | |
| (3) 後部方向指示器、尾灯、制動灯熱線入りカバー | 1式 |

10. 付属装置及び付属品

- 10-1 車両総質量に含むもの

- | | |
|------------------------------------|-----|
| (1) バックブザー（後方 1mにおいて、音圧 80dB(A)以上） | 1 式 |
| (2) カーヒーター（温水式、デフロスタ付） | 1 式 |
| (3) 標識板（300×570mm 程度、車体後部取付） | 1 式 |
| (4) 非常用信号具（発炎筒 1、赤旗 1） | 1 式 |
| (5) 消火器（A B C 粉末、1.8kg 以上） | 1 式 |

10-2 車両総質量に含まないもの

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 標準付属工具（簡素化型） | 1 式 |
| (2) 取扱説明書 | 1 部 |
| (3) 部品表 | 1 部 |
| (4) 履歴簿 | 1 部 |

11. 塗 装

塗装及び標識等に関する仕様書による。

12. 検 査

乙は十分な、ならし運転完了後検査を受けるものとする。完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに適当な作業を行って全般的な機能及び各装置の検査をする。検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

13. 保 証

納入後 1 箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 箇年以上にわたる場合はそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

14. その他の事項

14-1. 製造期日等の指定

納入機は、新品でなければならない。

14-2. 灯火の取付方法の指定

黄色灯火（以下「灯火等」という。）の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 灯火等の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和 55 年 6 月 5 日付け、建設省機発第 473 号（以降の改正分含む。））」に準じるものとする。

ロ) 灯火等は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、灯火等の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

14-3. 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

14-4. 緩和申請等

本履行に当たり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が代行するものとする。

但し、これにより難しい場合は甲の指示を受けるものとする。

除雪トラック

(10 t級/6×6/ダンプ型、ワンウェイプラウ、路面整正装置付)

塗装及び標識等の表示に関する仕様書

令和7年5月

沼 田 町

付属機械仕様書

概要

この仕様書は、除雪トラック（10t級/6×6/ダンプ型、ワンウェイプラウ、路面整正装置付）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む。）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については沼田町（以下「甲」という。）と物品供給人（以下「乙」という。）が協議のうえ決定するものとする。

1. 付属機械

- (1) プラウ簡易着脱装置：PW-1型
- (2) 排雪用増枠：スチール製（高さプロテクターまで）
- (3) 牽引フック：フロント・リア各1個フック増、鉄板補強

2. 検査

乙は十分な、ならし運転完了後検査を受けるものとする。完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに適当な作業を行って全般的な機能及び各装置の検査をする。検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

3. 保証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合はそれを適用する。特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

4. その他の事項

納入機は納入期日前1箇年以内に製造されたもので、新品でなければならない。

除雪トラック

(10 t級／6×6／ダンプ型、ワンウェイプラウ、路面整正装置付)

付属機械仕様書

令和7年5月

沼 田 町

塗装及び標識等の標示に関する仕様書

この仕様書は、沼田町が購入する建設機械の塗装及び標識等の表示に関し共通して適用する。
ここに明記されていない箇所については沼田町と物品供給人が協議のうえ、適宜その方法を定めるものとする。

1. 塗装仕様

(1) 前処理

第1種ケレンに相当する脱錆、並びにアルカリ洗剤、溶剤等による洗浄脱脂を行う。

(2) 表面処理及び下塗り

前処理後直ちに皮膜化成、又はプライマによる表面処理を行う。皮膜化成後の下塗りは電着塗装とする。プライマは、1～2回塗りとする。高温部においては、耐熱プライマとする。

(3) パテ修正及び中塗り

パテ修正を行う場合はパテが完全に乾燥した後、水研ぎを行いプライマを1～2回塗る。サーフェサは塗装系に応じて1～2回塗るものとする。

(4) 仕上げ塗装

フタル酸樹脂系塗料又はこれと同等性能以上を有する塗料を2～4回塗りとし、機械内部及び下面については1～2回塗りとする。高温部は300℃～600℃の耐熱塗料を1～2回塗るものとする。

2. 塗色

(1) 上塗装（機械外面）

日本塗料工業会塗料用標準色見本帳（2009年E版）色番号「E17-70X」とする。

なお、標準色が改訂された場合は、これに相当する塗色とする。

(2) 運転室内面

夜間作業時に照明等による幻惑の無いように暗色系の塗色を標準とする。

3. 表示文字

表示する文字は特に指定する場合を除き、丸ゴシック体で白色又は黒色とする。

4. 白色帯

幅15cmの帯状の直線で大略水平なもので、車側窓下部及びキャブ周囲に亘って表示する。

但し、次に掲げる箇所は省略することができる。

(1) フロントグリル等車体表面が平坦又は連続的でない箇所。

(2) 通常時車体表面が露出しない箇所。

(3) その他構造、形状等により表示スペースのない箇所。

5. 白色帯内の文字

白色帯内には「沼田町」と表示するものとし、その文字形式・寸法は別図-1を標準とする。

6. バンパ等の塗色

車体前後部のバンパまたはこれに類する部分には別図-2示す赤白縞の塗色を行うものとし、

車体後部の赤色部分は反射塗料若しくは反射テープを使用するものとする。

7. 除雪装置の塗色

除雪装置の回転部、プラウ前面は赤色に塗装するものとし、日本塗料工業会塗料用標準色見本帳（2009年E版）色番号「E07-40X」の塗色を標準とする。

なお、標準色が改訂された場合は、これに相当する塗色とする。

8. 建設機械番号の表示

建設機械番号の表示内容は別図-3に示すとおりとし、表示位置は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 本体部 | 両側面の適当な位置 |
| (2) ロータリ除雪装置 | 両側面の適当な位置 |
| (3) プラウ | 後面右上部の適当な位置 |
| (4) グレーダ装置 | 後面右上部の適当な位置 |
| (5) サイドウイング | 後面右上部の適当な位置 |

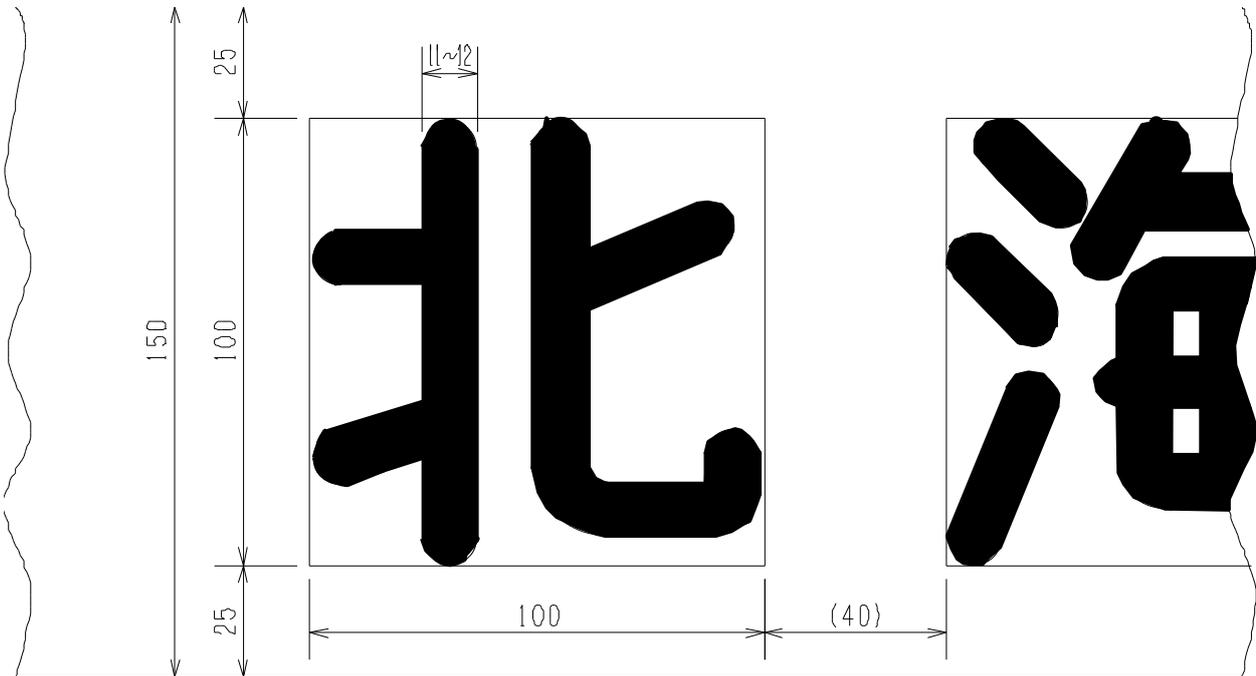
9. 「沼田町」の表示

「沼田町」の表示は、機械の大きさ、形状等を考慮の上、車体両側面（車体形状によっては前面・後面）になるべく大きく表示するものとする。

10. 法令等に基づく表示

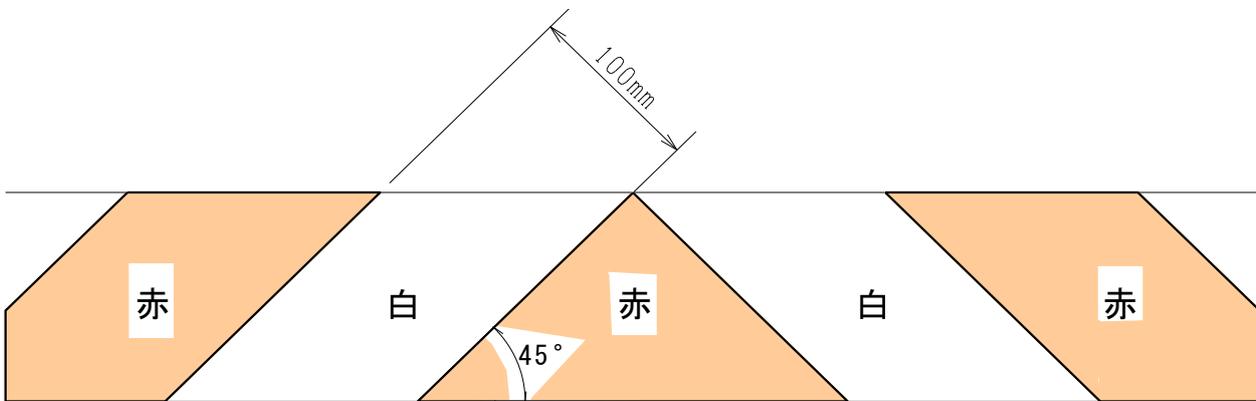
道路運送法第127条、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法第4条等、関係法令の規定により表示する必要があるものは、必要事項を指定された方法で表示するものとする。

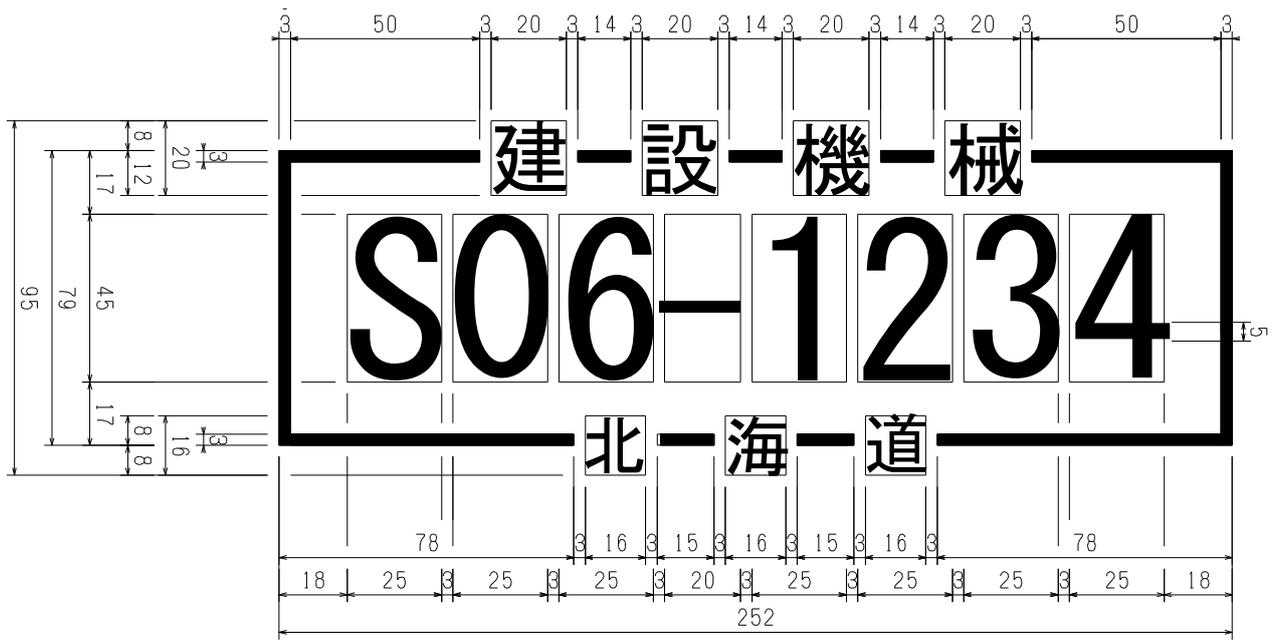
別図-1



※「北海道」は「沼田町」と読み替えること

別図-2





※「北海道」は「沼田町」と読み替えること